

令和6年度個人サポート実施要項

1 目的

教職員個々が感じている教科・領域等に係る課題について、教育センター職員が相談等に応じ、課題解決に向け支援を行う。

2 支援対象

県内の公立学校（幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校）に勤務する職員。

ただし、訪問による相談については、広島市、福山市の学校（園）の教職員を除く。

3 サポート区分及び実施可能時期

別表令和6年度個人サポート区分等一覧のとおりとする。

4 実施方法

教育センター職員が、次の方法により個人サポートを実施する。

実施方法	実施日等
(1) 電話、電子メール又はWeb会議システム	実施可能時期の月～金曜日(休日は除く。)の9時～17時までとする。相談内容等に応じて相談日時を調整する。
(2) 相談者の来所	
(3) 教育センター職員の学校（園）訪問	

5 経費

(1) 相談者が教育センターに来所する場合

- 相談者の旅費は、相談者の所属校（園）が負担する。
- その他の経費は、教育センターが負担する。

(2) 教育センター職員が相談者の学校を訪問する場合

- 教育センター職員の訪問に係る旅費は、教育センターが負担する。
- その他の費用は、学校が負担する。

6 申込方法及び手続の流れ

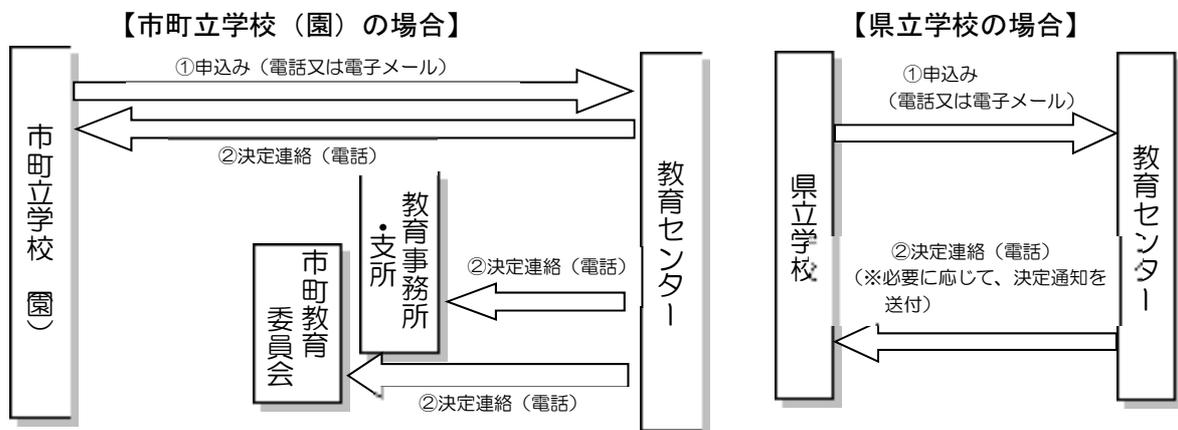
(1) 電話、電子メール又はWeb会議システムを活用しての相談の場合

相談者は、所属長の許可を得た上で、教育センターの担当部に直接、電話又は電子メールで連絡をする。随時受け付けるが、相談内容等に応じて、別途、相談日時を調整する。

(2) 相談者の来所による相談の場合

相談者は、所属長の許可を得た上で、相談を希望する日の2週間前までに、教育センターの担当部に電話又は電子メールで申し込む。

教育センターは、相談日を決定し、電話又は通知する。



※決定通知が必要な場合は、市町教育委員会経由で通知します。

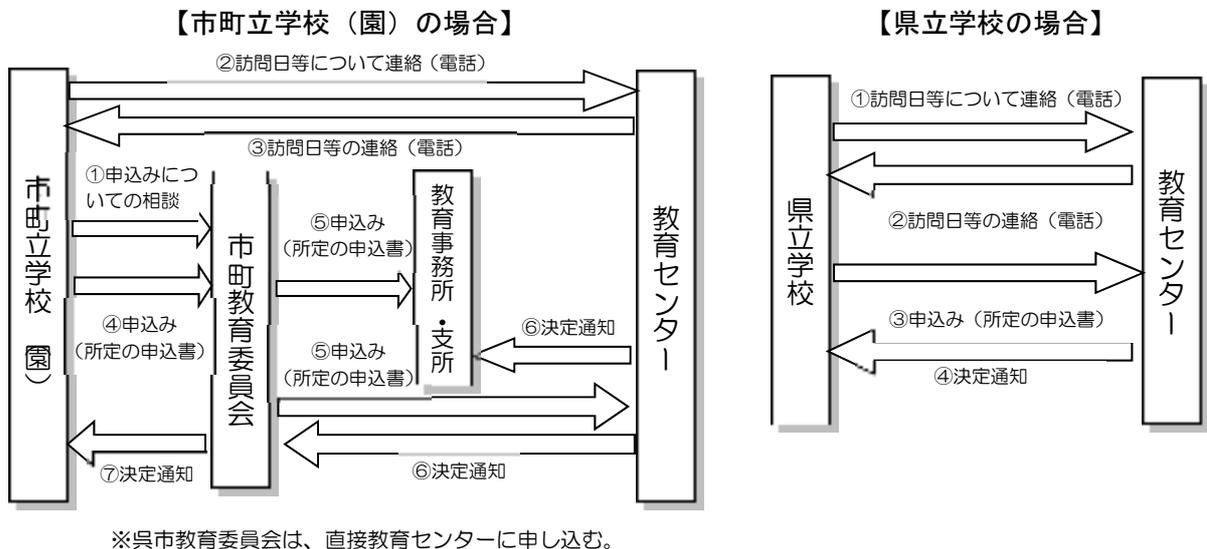
(3) 教育センター職員が、相談者の学校を訪問する場合

ア 市町立学校（園）

- 相談者の所属長は、個人サポートを利用したい旨を事前に市町教育委員会に相談し、相談を希望する日の2週間前までに、教育センターの担当部に電話で連絡する（担当者が訪問可能かどうかを確認するため）。
- 訪問可能な場合、相談者の所属長は、別紙様式の申込書に必要事項を記入し、市町教育委員会に提出する。市町教育委員会は別紙様式（所定の申込書）で、教育センター、教育事務所・支所に申込書を提出する。
教育センターは、相談日決定し、市町教育委員会を通して所属校に通知する。

イ 県立学校

- 相談者の所属長は、相談を希望する日の2週間前までに、教育センターの担当部に電話で連絡する（担当者が訪問可能かどうかを確認するため）。
- 訪問可能な場合、相談者の所属長は、別紙様式の申込書に必要事項を記入し、教育センターに提出する。
教育センターは、相談日を決定し通知する。



【担当部連絡先】

企画部 kyckikaku@pref.hiroshima.lg.jp (TEL 082-428-1148)

教科教育部 kyckyouka@pref.hiroshima.lg.jp (TEL 082-428-1149)

特別支援教育・教育相談部 kyctokushi@pref.hiroshima.lg.jp (TEL 082-428-1188)

※電子メールの場合は、件名を「個人サポート申込（所属名、氏名）」と記載してください。